

令和8年度富山県食品衛生監視指導計画（概要）

第1 基本方針

行政、食品等事業者、消費者の役割分担を踏まえ、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施するため、食品衛生法第24条に基づき、本県の実情等を考慮した富山県食品衛生監視指導計画を策定する。

第2 監視指導計画の基本的事項

1 総則

(1) 監視指導計画の性格

- ア 本計画は、富山市を除く県内を対象とする。
- イ 本計画の策定及び監視指導は、富山市と十分連携を図るものとする。

(2) 監視指導計画の対象

- ア 食品営業許可施設、営業届出施設等及び食品等事業者
- イ ふうぐ処理施設及びふうぐ処理業者
- ウ と畜場及びと畜場設置者
- エ 食鳥処理場及び食鳥処理業者
- オ 消費者

(3) 監視指導計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

(4) 監視指導等の実施機関

厚生部生活衛生課、厚生センター食品衛生担当課、食肉検査所

(5) 収去検査等の実施機関

厚生部生活衛生課、厚生センター、衛生研究所、食肉検査所

2 計画の実施状況等の公表

- (1) 監視指導の実施状況及び収去検査結果等の概要については、令和9年6月末までに公表する。
- (2) 監視指導計画を定め、又は年度途中で監視指導計画を変更する場合は、県民の意見を聴取し、これを公表する。
- (3) 食品衛生に関する施策の実施に当たって必要な場合は、県民の意見を聴取し、これを公表する。
- (4) 意見の聴取及び公表は、意見交換会、県のホームページ等による。

第3 監視指導の実施に関する事項

1 監視指導事項

(1) 共通事項

- ア 法又は食品衛生条例に基づく営業許可施設、営業届出施設等の食品等取扱施設及び食品等事業者並びにふうぐ条例に基づくふうぐ処理施設及びふうぐ処理業者の監視指導

(ア) 法等に基づく施設基準、管理運営基準、規格基準、表示の基準の適合状況

(イ) HACCPに沿った衛生管理の実施状況

特に、小規模営業者等については、衛生管理計画の作成、実施状況の記録・保存及び効果の検証を行うことができるよう、厚生労働省が確認した手引書を用いて助言を行う。

(ウ) 食品表示法に基づく表示事項への適合状況

特に、アレルギー表示の欠落や期限表示の誤記載による食品の自主回収事例が散見されているので、指導・助言を行う。

イ と畜場及びと畜場設置者並びに食鳥処理場及び食鳥処理業者の監視指導

(ア) と畜場法に基づく構造設備の基準及びHACCPに基づく衛生管理の実施状況

(イ) 食鳥処理法に基づく構造設備の基準及びHACCPに沿った衛生管理等に関する事項の実施状況

(2) 重点監視

食品の取扱量や健康被害が起こったときの影響の大きさなどを考慮し、次に示す食品取扱施設については、危害発生防止措置の実施状況の確認、簡易検査の実施等により重点的に監視指導を実施する。

ア 大規模調理施設（旅館、弁当製造施設、学校給食施設等）

イ 食肉取扱施設

ウ 生鮮魚介類取扱施設

エ 山岳観光地等

オ と畜場及び食鳥処理場

(3) 一斉取締り

ア 食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末においては、国が示す方針を踏まえて、地区ごとに監視指導を実施する。

イ 特定の違反事例が頻発するなど、食品衛生に係る問題が発生し、かつ、全国一斉に同一の対応が必要な場合には、随時、国が示す方針等を踏まえ、効果的な重点監視指導を実施する。

(4) その他普及啓発等の実施

ア 富山マラソンを含む大規模イベント等については、食品取扱い施設が許容量以上の食受注を受けることで衛生管理が疎かになることがないよう指導するとともに、イベント主催者に対しては適正量発注とするよう働きかけを実施する。なお、年間計画での監視指導も考慮しつつ、効率的・効果的な監視指導を実施する。

イ ふぐ卸売業者についてはふぐ処理営業者以外の者への販売を行わないこと、ふぐ処理営業者については有毒部位の適切な除去及びふぐ交雑種の適切な排除をすること、ふぐ処理師免許を有さない者についてはふぐ処理を行わないことについて普及啓発・監視指導を実施する。

2 監視指導実施体制に係る連携確保

必要に応じて、国、他の都道府県等の食品衛生担当部局、県の他部局等と連携して監視指導を行う。

3 施設への立入検査

(1) 共通事項

計画的かつ効果的な食品監視及び科学的知見に基づいた的確な衛生指導を行う。特に広域流通する食品を製造する施設等については、簡易検査等を用いた監視を行う。

(2) 施設毎の標準監視回数

業種ごとに過去の食中毒の発生頻度、製造・販売される食品の危害度及び営業の特殊性、HACCPに基づいた衛生管理などを考慮して、公衆衛生に与える影響が高い施設の順に4ランクに分類して実施する。主な施設の一覧は下表のとおり。

| 監視ランク | 標準監視回数 | 主な施設 |
|-------|-------------------------|---|
| Aランク | 2回/年 又は1回/年かつ60分以上/回 | <ul style="list-style-type: none">・大量調理を行う施設・危害度の高い食品を取り扱う施設（例：乳処理業、食肉製品製造業、生食用食肉加工調理施設 等）・前年度に食中毒の原因となった施設・前年度に収去検査等において、成分規格違反となった施設 |
| Bランク | 1回/年 | <ul style="list-style-type: none">・HACCPに基づく衛生管理を行う施設・危害度が中程度の食品を取り扱う施設（例：飲食店営業（食堂、旅館等）、Aランク以外の製造業等）・季節的に営業する施設、臨時営業 |
| Cランク | 1回/2年 | <ul style="list-style-type: none">・食中毒や違反食品の発生頻度が低い施設（例：飲食店営業（喫茶軽食、軽食）、食肉販売業（包装食肉のみを除く。）、魚介類販売業（包装魚介類のみを除く。） 等） |
| Dランク | 営業許可更新時等 | <ul style="list-style-type: none">・飲食店営業（軽飲食、社交飲食、簡易、自動車による営業）・調理機能を有する自動販売機・営業届出業種 |

(3) 監視指導の実施

監視指導は、具体的な実施要領を作成して実施する。

立入検査時に食品等事業者が不在で監視指導が実施できない施設については、あらかじめ連絡をとる等、もれがないように確実に監視指導を実施する。

4 食品等の収去検査等

(1) 共通事項

大規模食中毒の未然防止や不良食品の流通防止等のため、食品衛生検査施設を整備し、食品等の収去検査等を行う。

(2) 重点的事項

- ア 農畜水産物の残留農薬、抗生物質及び動物用医薬品等
- イ 輸入加工食品の残留農薬

5 違反を発見した場合の対応

- (1) 食品衛生上の危害の拡大防止等を図るために必要がある場合には、法又は法に基づく処分に違反した者の氏名、対象食品、対象施設等を公表する。
- (2) 県民、営業者等から寄せられた情報については、速やかにその事実の確認又は原因の調査等を行う。

6 自主回収への対応

食品のリコール情報を行政に届け出ることの義務化に伴い、適切な対応について指導する。

第4 食中毒等健康被害発生時の対応に関する事項

1 食中毒発生時の対応

- (1) 「富山県食中毒対策要綱」に基づき、関係部局と連携を図りながら迅速かつ的確に調査等を実施する。
- (2) 毒物劇物等を病因物質とする食中毒の発生に際しては、「食品への毒物混入防止等対応マニュアル」に基づき迅速かつ的確な対応をする。
- (3) 再発防止対策に資するため、積極的な汚染源の遡及調査の実施等、原因究明に努める。
- (4) 健康被害の拡大防止の観点から、対象食品、対象施設及び健康被害があった場合の対応等の必要な情報について速やかに公表する。

2 指定成分等を含む食品等による健康被害発生時の対応

- (1) 指定成分等を含む食品等を取り扱う営業者から当該食品等が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報の届出があった場合は、厚生労働大臣への報告を行う。
- (2) いわゆる健康食品の製造・加工業者のうち特定保健用食品の許可を受けた者又は機能性表示食品の届出者については、衛生管理計画中の「健康被害に関する情報収集と情報提供の義務」策定と遵守を指導する。

3 健康被害の拡大防止

- (1) 平常時においては、食中毒予防の観点から食中毒発生状況及び食中毒予防に係る方法等について食品等事業者及び県民への情報提供を行う。
- (2) 食中毒発生時及びそのおそれのある不良食品が流通している情報を入手した際等には、健康被害の拡大防止の観点から必要な情報について速やか

に公表するとともに、食中毒患者に対する受診勧奨や健康相談等に対応する。

第5 食品等事業者等の自主的な衛生管理の実施に関する事項

1 食品等事業者が講ずべき公衆衛生上の措置の普及啓発

- (1) 営業者が自らの営業における食品衛生上の危害要因を正しく認識し、特に中小規模の食品等事業者については、HACCPが着実に定着するよう、厚生労働省が内容を確認した「手引書」等を活用し、食品衛生責任者の講習会や施設への立入検査等において、導入・定着の支援を図る。
- (2) 器具又は容器包装を製造する食品等事業者については、一般的衛生管理及び製造管理基準に沿った衛生管理を適切に実施できるよう導入支援する。

2 食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進

(1) HACCPに沿った衛生管理の徹底

食品等事業者は令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理を行うことが義務化されたことにより、これまでの行政監視による衛生管理ではなく、食品等事業者は自ら作成した計画に基づく衛生管理を実施することとなり、食品衛生監視員が営業許可更新時や、定期的な監視指導時に、その実施状況を確認する。

(2) 自主検査の推進

食品等事業者が行う自主衛生管理の1つである自主検査を推奨することにより、HACCPによる衛生管理のPDCAサイクルを検証し、継続的な衛生水準の向上を図る。

3 食品衛生管理者等の設置等

- (1) 食品衛生管理者及び食品衛生責任者に対し、責務が果たされるよう、講習会等により、新たな知識の習得に努めさせる。
- (2) 営業者に対し、食品衛生管理者等に衛生管理に当たらせるとともに、その意見を尊重する責務について、その意識向上を図る。

4 食品衛生管理者等の設置等

- (1) 食品等事業者に対し、自主的な衛生管理の向上を促すとともに、衛生管理状況が一定水準以上である優良な施設については知事表彰の対象とする。
- (2) 食品等事業者自らによる食品衛生の向上を促進するため、食品衛生指導員等が行う食品等事業者に対する助言、指導その他の活動を評価し、顕著な業績が認められた者については知事表彰の対象とする。

第6 消費者への情報提供及び意見交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項

- 1 生産者、食品関連事業者、消費者等及び行政が一堂に会し、県における取り組み状況等の周知や意見交換を行うリスクコミュニケーションを実施する。

- 2 食中毒を防止するため、県民に対して、購入から喫食までの食品等の取扱いに関する留意点について、出前講座や厚生センター、市町村等が開催する研修会やホームページを活用して注意喚起を行う。
- 3 ふぐ・きのこ・有毒植物等食品衛生上の知識を要する食材については、ホームページ等で啓発を行う。
- 4 必要に応じて、「富山県食中毒注意報発令要領」及び「富山県食中毒警報発令要領」に基づき食中毒注意報又は食中毒警報を発令し、県民及び食品等事業者に食品の取扱い及びその他食品衛生に関する注意喚起を行う。
- 5 ノロウイルスによる食中毒の発生は、感染性胃腸炎の患者の増加と密接な関係があることから、富山県感染症発生動向調査を踏まえて、県のホームページ等により広く県民に注意喚起を行う。
ノロウイルスは感染していても症状を示さない不顕性感染も認められていることから、食品取扱者の手洗い徹底と、食品に直接触れる際の「使い捨て手袋」の着用について注意喚起を行う。

第7 食品衛生に係る人材育成・資質向上と衛生管理技術の向上に関する事項

- 1 食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員に対する研修を実施する。
- 2 食品等事業者等に対する衛生講習会を実施する。
- 3 食品衛生指導員の資質の向上を図るとともに、研修会を実施する。